

ハラル食品輸出に向けた「手引き」 (更新版)

農林水産省

(委託先：アクセンチュア株式会社)

注意事項・免責事項

注意事項

- 本事業は、農林水産省食料産業局輸出促進課の委託により、アクセンチュア株式会社が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

免責事項

- 農林水産省及び委託事業者であるアクセンチュア株式会社とその関連会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、農林水産省及び委託事業者であるアクセンチュア株式会社とその関連会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。
- 本報告書は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。農林水産省及び委託事業者であるアクセンチュア株式会社は、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

参照される方のニーズ

◆「ムスリム」・「ハラール」の基礎について知りたい方

P 5～10を参照下さい

◆輸出を見据え、食品に関する「ハラール認証」取得の基本的な考え方・流れを知りたい方

P 11～13を参照下さい

◆ハラールの地域性、各国のハラール認証制度・現地機関の概要を知りたい方

P 14～16を参照下さい

◆国内の主なハラール認証機関について知りたい方

P 17～35を参照下さい

目次

1. 調査目的・背景	p. 4
2. 「ムスリム」とは	p. 5
3. 「ハラール」とは	p. 8
• 「ハラール」の意味	p. 8
• 「ハラール」の特徴	p. 9
• 「ハラール」性の確保とサプライチェーン	p. 10
4. 「ハラール認証」の仕組み	p. 11
• 「ハラール認証」とは	p. 11
• 基本的な認証プロセス	p. 12
• 相手国認証機関からの「公認」	p. 13
5. ハラール対応の地域性の違い（東南アジアと中東）	p. 14
6. 各国制度の違い(マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・UAE)	p. 15
7. 国内ハラール認証機関一覧（2018年3月時点）	p. 17
8. 国内ハラール認証機関毎の情報（2018年3月時点、6機関）	p. 18

調査目的・背景

調査項目	目的・背景	調査のポイント	主な関連過去調査
ハラール食品輸出に向けたハラール関連情報共有のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none">•事業者がハラール市場の開拓や認証の取得に関心を持って、国や認証機関毎にハラールの解釈が違い、実態が良く分からないなど、初歩的な段階でつまずいてしまう場合が多いのが実態。•必要な情報はどこで探せるのか、誰に相談すれば良いか、どのような支援があるのか等を分かりやすく整理することがハラール食品の輸出促進に効果的。	主として農水省やジェトロ、食品産業センターの過去の調査結果などの既存の情報の再整理や、認証団体へのヒアリングをもとに各団体に関する情報の整理を行い、ハラール市場の開拓に0から取り組む輸出事業者等をターゲットとした場合の情報共有の方法・内容に関する検討を行う。	<ul style="list-style-type: none">•JETRO_主要国におけるハラール関連制度・市場動向(ジェトロ：平成28年5月)•日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査(ジェトロ：平成26年5月)•国別マーケティング事業(ハラール食品輸出モデルの策定事業)(農水省：平成25年3月)•マレーシアハラール制度の基礎と応用(食品産業センター：平成23年3月)

食品がたとえ非ハラールであっても、人体に対して健康被害が出るわけではないため、事業者だけでハラールか否かを正確に判断することは困難。

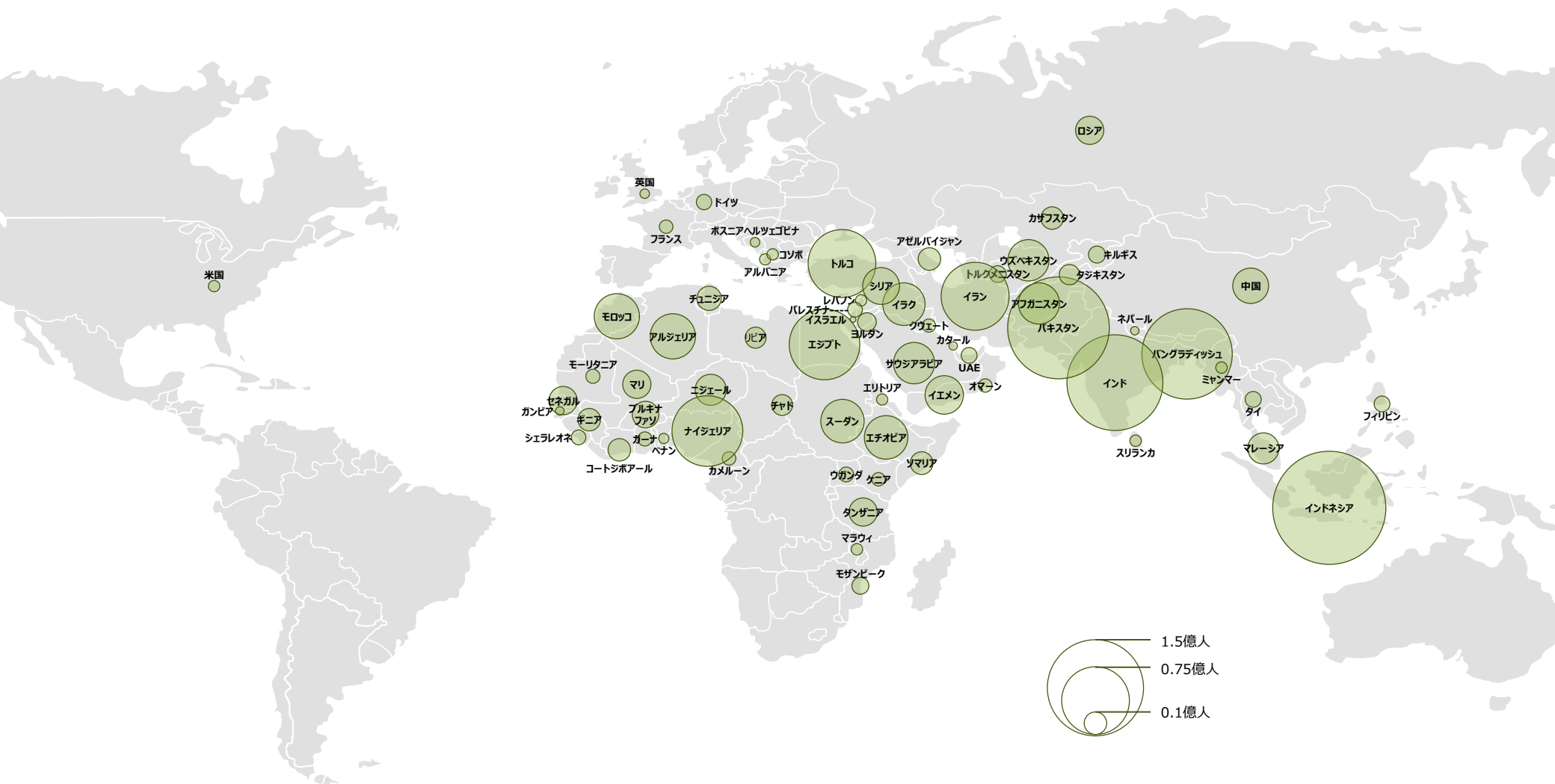
このため、イスラーム法を学んだ複数の専門家等から助言を得ることが重要。

ハラールとして提供／製造する食品については、慎重にハラールか非ハラールかを判断する必要がある。

「ムスリム」とは

ムスリムとは、世界三大宗教のひとつイスラーム（本書では「イスラーム」で統一する）の信者を指し、世界に16億人以上の信者がいるとされる。特に、アジアや北アフリカに多くのムスリムが住んでいる。

各国のムスリム人口



「ムスリム」とは～イスラームの特徴～

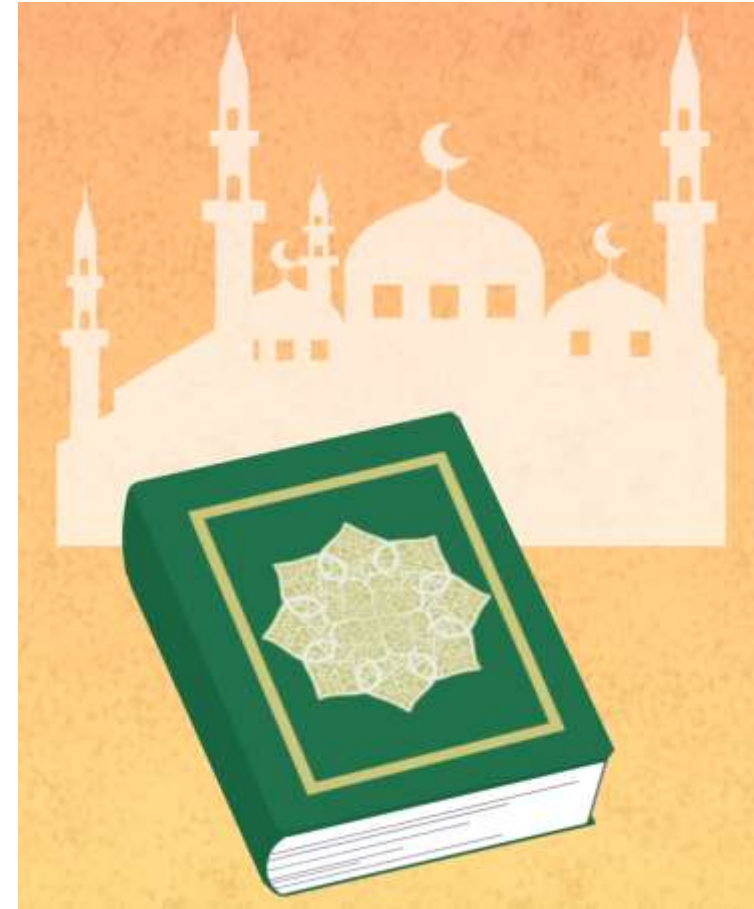
イスラームとは、唯一絶対の神を信仰し、神が人々に下したとされるイスラーム法に従う一神教である。

◆ イスラームとは

- ✓ 現在のサウジアラビアのマッカで7世紀初頭に発祥した宗教
- ✓ 神から啓示を受けた最後の預言者であるムハンマドが40歳の時にアッラー(神)から啓示を受けたことにより始まった
- ✓ 唯一絶対の神をアラビア語でアッラーという
- ✓ アッラーの教えを実践することを重視しており、実践の宗教とも呼ばれている
- ✓ キリスト教・仏教と並ぶ世界三大宗教の一つ

◆ ムスリムとは

- ✓ イスラームを信仰する人々はムスリムと呼ばれる
- ✓ ムスリムの生活は、主にクルアーンにより規定され、アッラーの教えを実践することは、クルアーンの規定に従い生きることであるとされる



「ムスリム」とは～ハラールとイスラーム～

イスラーム法とはムスリムがアッラーの教えを実践する際の手引となる規範・戒律であり、クルアーンを主軸とする4つの法源に立脚している。

◆ イスラーム法とは

- ✓ イスラームにおいては、「立法者は神のみ」とされており、ムスリムたちは神の命令(すなわちイスラーム法)に従って生きることになっている
- ✓ ムスリムの社会生活のすべての領域、出生・結婚・死亡など個人の人生の節目に関しても、イスラーム法は様々な規定を与えている
- ✓ イスラーム法はイスラームの唯一の啓典であるクルアーン(Quran)、預言者ムハンマドの言行録であるハディース(Hadith)、イスラーム法学者の見解であるイジュマー (Ijma)、上記基準からの類推であるキヤース(Qiyas)に立脚する
- ✓ ムスリムの日常生活を規定する五つの行為基準と三つの対象物の基準があり、その中にハラールが規定されており、これらはクルアーンを基にハディースから演繹されて規定された

イスラーム法の立脚根拠

クルアーン	ハディース	イジュマー	キヤース
<ul style="list-style-type: none">✓ イスラームの唯一の啓典。イスラーム法に対し多大な影響✓ ハラールやハラームといった対象物の基準についてはクルアーンに記載。ムスリムの生活は主にクルアーンによって規定	<ul style="list-style-type: none">✓ 預言者ムハンマドの言行録✓ 宗教上の義務(礼拝・戒律)や道徳(公的・私的な振舞い)といった内容により構成	<ul style="list-style-type: none">✓ イスラーム法学者による合意を表す✓ これまでいくつかの基準について、イジュマーによってハラールであると判断された例も	<ul style="list-style-type: none">✓ クルアーン及びハディースからの類推を表す。✓ 既存の禁止事項からの類推によって、具体的な禁止事項を明確化

イスラーム法(シャリーア)

生活を規定

ムスリム(信者)

クルアーンによる五つの行為の分類と三つの対象物の基準

行為の分類	対象物の基準
<ul style="list-style-type: none">✓ ワージブ(義務行為)✓ ハラーム(禁止行為)✓ スナ(推奨行為)✓ マクルーフ(嫌悪行為)✓ ムバーフ(許容行為)	<ul style="list-style-type: none">✓ ハラール(許される行為・物)✓ ハラーム(禁じられる行為・物)✓ シュブハ(疑わしい行為・物)

「ハラール」の意味

ハラールとは

- ハラールとは、イスラーム法によって「許されたもの」を意味する。一方、「禁止されるものまたは行為」はハラームと言われる。
- 神が創造したものは基本的にハラールであり、例外的に禁止されているものがあると考えられている。例えば、野菜、果物、魚類、水は原則としてハラールであると考えられているが、有毒なものなどは除く。
- しかし、豚関連などハラームの要素が含まれていないかは常に注意を払っておく必要がある。

ムスリムが口にすることを許されていない主な食材

豚

- ✓ 豚のあらゆる部位
 - そこから派生して豚のエキスや豚の成分が含まれる添加物等も避ける



アルコール

- ✓ アルコール飲料
 - ごく微量の添加物としてのアルコールについてはイスラーム法の学派によって判断が異なる



豚以外の動物由来食材

- ✓ イスラームのと畜方法に依らずにと畜されたあらゆる動物の肉
 - イスラームでは、と畜の手法についても決まりがある(アッラーの名を唱えてからと畜する等)
- ✓ 動物の血液
- ✓ 屍肉



※学派によっては魚介類のなかにも一部避けるべきとする食材がある

「ハラール」の特徴

「ハラール」の規定は、基本的には、法律(世俗法)ではなく、宗教上の規定であり、成文化されておらず、詳細な内容は国や地域によって異なる。

成文化されていない

- ◆ 何がハラールであるかを定めるのは神のみであるとされているため、多くのムスリム国ではハラールの規格は成文化されていない
- ◆ マレーシアやインドネシアでは食品のハラール制度を成文化されていることが知られているが、イスラームの中心である中東では、湾岸協力会議(GCC)諸国共通の定義が示されている例もある一方、個々の宗教機関(団体)・政府機関等が独自に判断している国もある

法律(世俗法)ではない

- ◆ 基本的には、ハラール制度を定め、執行するのは宗教機関であり、ハラールの規格は法律(世俗法)ではない
- ◆ ただ、宗教機関が定めたハラール規格が法律で引用される場合があり、そのかぎりでは法律の性格を帯びることになる

国や地域によって異なる

- ◆ 宗教に対する解釈や文化の相違などから、ハラール規格の内容やハラール認証制度そのものが、国や地域によって異なる

「ハラール」性の確保とサプライチェーン

ある行為・物のハラール性を確保するためには、関連するすべての行為・物に関してハラールである必要があるため、ハラール性の確保は、原材料、加工方法、包装、貯蔵、物流、陳列等すべてのサプライチェーンに及ぶ。

原材料

飼育

調達

- ◆ハラール対応した飼料での飼育
- ◆豚と隔離して家畜を飼育
- ◆香料や調味料に至るまでハラール性を確認した原材料を調達

加工

処理

包装

- ◆豚肉等の非ハラール製品と隔離した施設で処理・加工
- ◆包装材の原料に動物性油脂が使用されていない

流通

輸送

陳列

- ◆非ハラール製品とコンテナや倉庫を隔離して輸送
- ◆非ハラール製品と物理的に隔離して保管・陳列

「ハラール」であることの例

「ハラール認証」とは

「ハラール認証」とは

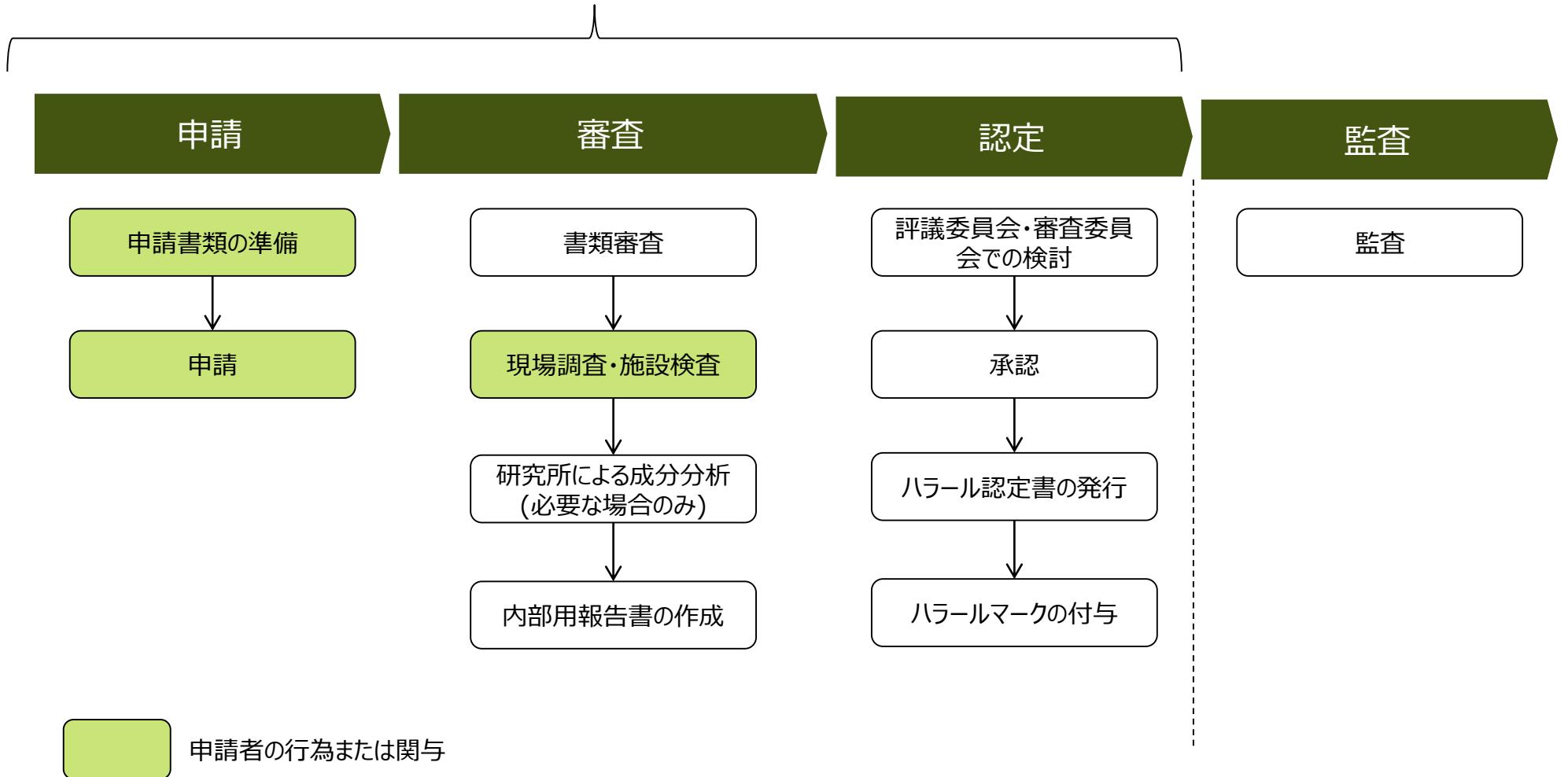
- ハラール認証とは、対象となる商品・サービスがイスラーム法に則って生産・提供されたものであることをハラール認証機関が監査し、一定の基準を満たしていると認めること
- 特に、ムスリム以外の消費者も多い国では、どの食品がハラールであるかを否かを消費者個人が判断することは難しいため、認証機関が認証し、食品に認証マークを付けて流通することで、ムスリムがハラールな食品を判断できるようになっている
- ハラール認証は、対象食品の「製造ライン(原料調達含む)」単位で認められるのが基本的な考え方であり、加工食品に関しては、認証された「製造ライン」からハラールと認められない食品が発生することはないことが原則
 - そのような状況が発生する可能性がある場合は、そもそも「製造ライン」がハラール認証されないことが原則
 - ただし、食肉に関しては、と畜場がハラール認証されたとしても、スタニングによって頭蓋骨が陥没してしまう場合等、ハラールとして認められない食肉が発生する可能性はある

※ムスリムの消費者をターゲットとした食品は、ハラールであることが前提であるが、一般的に認証取得が必須となる食品と、そうでない食品があることに注意が必要である。一般にハラールであることが問われる食品は、肉類や加工品（原材料含む）であり、例えば、野菜、果物、魚類は、加工していない素材のままの状態であれば、ハラール認証を受けハラールマークをつけることは少ない。

基本的な認証プロセス

ハラル認証の取得プロセスとしては、基本的に、申請後に認証機関による書類審査と現場審査を受ける。また、認証後は定期的な監査を受けることとなる。

例えば、マレーシアの場合、平均で半年から最長1年程度必要になると言われている

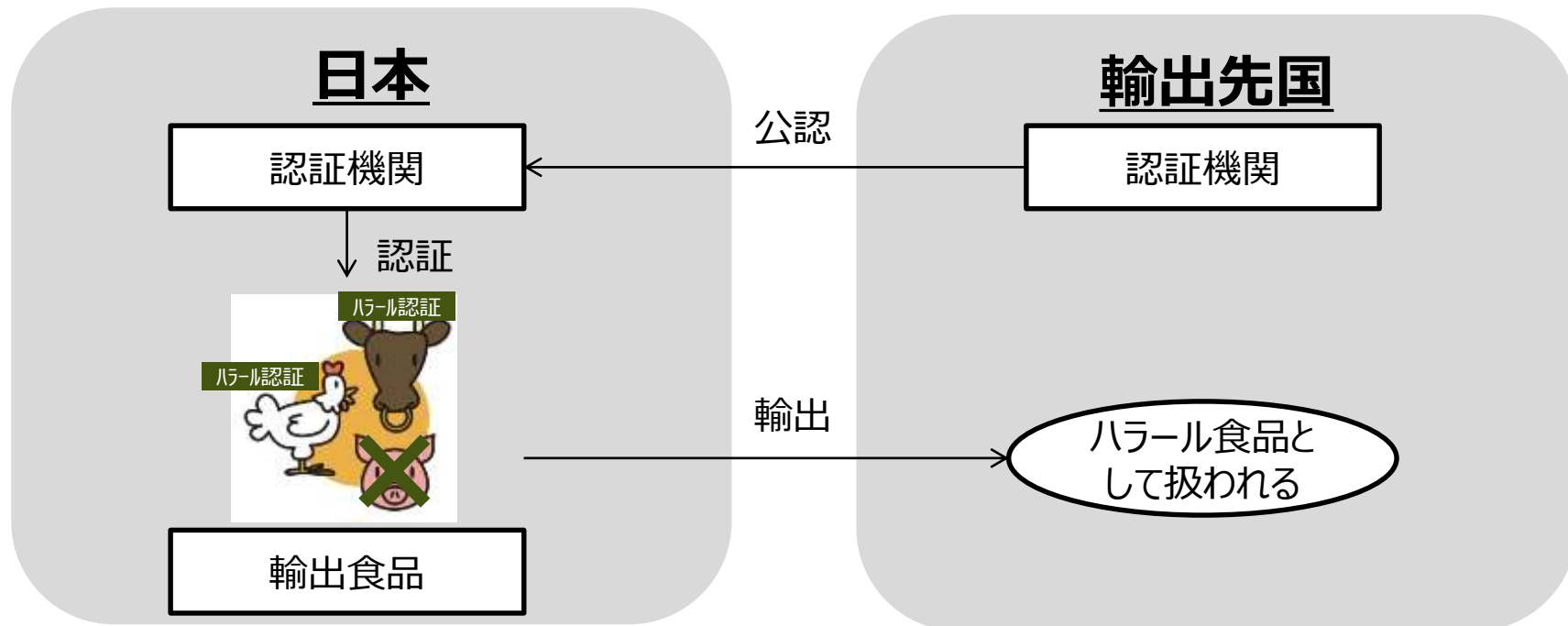


相手国認証機関からの「公認」

「どこの国」でも通用するハラール認証はない。しかし、輸出先国の認証機関に「公認」された国内認証機関からハラール認証を取得した食品を輸出すれば、輸出先国でも認証のあるハラール食品として認知される。

認証機関の「公認※1」とは

- 「どこの国」でも通用するハラール認証はない
- ただし、輸出先国の認証機関が、日本の認証機関について、自機関と同等の基準で認証しているとして「公認」する制度がある
- その場合、日本の認証機関から認証を取得した食品は、輸出先国では、輸出先国の基準を満たしたと扱われる



※1：「国内認証機関が、輸出先国の認証機関から自機関と同等の基準で認証しているとして認められる」ことを指す場合に使用

ハラール対応に関する地域性の違い

ハラール食品の輸入国側として、東南アジアと中東では食品流通および輸入規制等に違いがみられる

	東南アジア	中東
小売市場	<ul style="list-style-type: none">ハラール食品とハラールでない食品が市場に混在ハラールコーナーのある小売店もある	<ul style="list-style-type: none">マークの有無に関わらず、市場の食品はハラールであることが基本ハラールではない食品は、輸入禁止、または特定売場(Non Muslimコーナー)/特定店舗(酒類の販売店舗等)に限定して販売
輸入制度	<ul style="list-style-type: none">個別の商品ごとに認証団体で認証肉・肉製品以外はハラール認証取得せずとも(制度上は)輸入可能<ul style="list-style-type: none">➤ 輸入制度、表示制度などと並存	<ul style="list-style-type: none">輸入する段階で群(ロット、輸入単位)としてハラールか否かの判断(書類審査、現物検査)を行うことが原則<ul style="list-style-type: none">➤ なお、肉・肉製品以外はハラール認証取得せずとも輸入可能市場に流通する食品も、サンプリング分析検査を実施、アルコールや豚由来遺伝子がないかを確認
一般的な消費者意識	<ul style="list-style-type: none">加工食品などハラールでない可能性があるものは、マークや成分表示を確認して購入	<ul style="list-style-type: none">国内市場にあるものは、特定売場を除き全てハラールなので、マークや成分表示の確認はしない
食品規制との関係	<ul style="list-style-type: none">食品衛生基準とハラール認証が並立	<ul style="list-style-type: none">ハラールは食品衛生基準の中に内包

各国制度の違い(マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・UAE)

マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・UAEに食品を輸入する際にハラール性を判定する現地機関についての基礎情報を下記にまとめた。

	マレーシア	インドネシア※1	サウジアラビア	アラブ首長国連邦(UAE)※2
判定の種類	ハラール認証		輸入許可	
実施機関※	政府機関 マレーシアイスラム開発局(JAKIM)	宗教機関 ウラマー評議会(MUI) (検査機関：LPPOM MUI)	政府機関 サウジ食品医薬庁(SFDA)	政府機関 輸入港を管轄する各首長国
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 唯一の政府機関による認証制度 	<ul style="list-style-type: none"> 2014年10月、ハラール製品保証法が法制化され、ハラール製品保証実施機関(BPJPH)の新設が決まった インドネシア領域内で搬入、流通、売買される製品について、一部を除き5年以内のハラール認証取得が義務付けられた 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入管理業務として、輸入食品がハラールか否かを判断 ハラール認証団体の許認可業務は湾岸協力会議認可センター(GAC)が担当 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入管理業務として、輸入食品がハラールか否かを判断 食肉輸出に向けた、各国のハラール証明書発行機関及びと畜場の許認可を所管するのは連邦基準化計測庁(ESMA) ハラール認証団体の許認可業務は湾岸協力会議認可センター(GAC)が担当
認証の有効期間	2年	2年		
費用 (2016年3月時点)	<ul style="list-style-type: none"> 国際申請：2,100USD/件 国内申請(1年)： 100RM～約700RM ※企業規模による 	<ul style="list-style-type: none"> 契約費用 ※企業規模による 加工業 200～450万ルピア レストラン 200～600万ルピア と畜業 300～450万ルピア 	-	
認証取得企業数※3	約7,034社※3	約32,676社※4		
備考	<ul style="list-style-type: none"> 食肉輸出には別途獣医局の許可が必要 ハラール認証を取得していなくても加工食品の輸出自体は可能 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出には別途食品医薬品監督庁の許可が必要 ハラール認証を取得していなくても加工食品の輸出自体は可能 	<ul style="list-style-type: none"> 食肉及び肉製品以外に関しては、ハラール認証は必ずしも必要ではない。 輸入時に審査を受けて国内に流通した食品はすべてハラールであることが前提であり、認証マークを用いてハラールであることを示す必要はない 	

※1：制度構築の途中であり、認証に際しては相手先国から認められた国内認証機関の助言を得ながら進めることが必要。

※2：なお、同様にUAE政府によるハラール関係の認可を受けたいと畜場や食肉処理場、工場、施設等は、UAEより認可を受けた日本の認証機関を経由して申請を行うこととなる

※3：国内・海外の合計(2015年10月時点)、※4 2015年7月末時点

※ 上記以外の国のハラール関連団体としては、シンガポールの認証機関はMajlis Ugama Islam Singapura(MUIS)が挙げられる

各国制度の違い(マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・UAE)

マレーシア・インドネシア・サウジアラビア・アラブ首長国連邦における食品のハラール性認定の主な差異について公表資料をもとにまとめた。なお、これらは本来成文化されないものも含まれており、認証に際しては相手先国から認められた国内認証機関の助言を得ながら進める必要がある。

	マレーシア	インドネシア	アラブ首長国連邦(UAE)	サウジアラビア
と畜時のスタンピング(気絶処理)可否	<ul style="list-style-type: none"> 定められた電圧によるスタンピング或いは頭蓋骨を損傷しない頭部打撃によるスタンピングが認められる場合がある※6 			原則不可
アルコール含有食品の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> フルーツ・ナッツ・穀物やそのピューレのような食品・飲料に含まれる自然アルコールまたは製造過程での自然発酵アルコールは可※1 ワインを製造する目的で製造されていない軽い飲料(Light beverages)は、アルコール度数が1%以下であれば可※2 なお、軽い飲料であっても、ワインを製造する手法で製造されたものは、アルコール度数に関わらず不可※2 安定剤としてのアルコールを含んでいる食品・飲料に関しては、以下前提の場合は可※2 <ul style="list-style-type: none"> ワインの製造過程で生成されたアルコールでないこと 最終製品に含まれるアルコールが酔いを誘発するものではなく、0.5%以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> 「アルコール飲料」の下記定義に該当する飲料は不可※3 <ul style="list-style-type: none"> 酔いを誘発する全ての飲料 1%以上のエタノールを含む 発酵プロセスを通じて製造される、1%以下のエタノールを含む飲料は「アルコール飲料」には分類されないが、消費は不可※3 アルコール飲料製造関連外で生成されたエタノールに関しては、最終製品から検出されない限り可※3 アルコール飲料製造関連外で副産物として生成される「フーゼル油※4」は可※3 アルコール飲料製造の副産物であり、「フーゼル油」から物理的に切り離された成分であり、化学的に新しい化合物であれば可※3 酢は可※3 酵母(Yeast)で、アルコール飲料の臭い・味・色を除いたものは可※3 	<ul style="list-style-type: none"> 原則不可 ただし、基準的には、酢(非ハラール原料を含まないものに限る)などの自然発酵の結果、アルコール分が残留するものについては、一定量(穀物酢の場合、0.5%以下)まで可※5 	
輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> ジグスティクス専用のハラール規格を制定 ハラール製品にはラベルを付け、非ハラール製品と区別し、専用車両で輸送 	<ul style="list-style-type: none"> 豚肉は他の食品から隔離されるが、アルコール飲料は他の食品から隔離されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ハラール製品と非ハラール製品は、完全に分離される必要がある 	

※1 : JAKIM.HH/100-15/4

※2 : e-Fatwa「Alkohol Dalam Makanan, Minuman, Pewangi Dan Ubat-Ubatan」

※3 : e-Fatwa of MUI「Halal Guideline」なお、一部例示として提示されている点には留意が必要

※4 : 酒に含まれるエタノールよりも沸点の高い揮発性成分の総称

※5 : GCC諸国共通基準

※6 : UAEについては、以下書類参照 : UAE.S 993 :2015

国内ハラル認証機関

日本の認証機関のうち他国の認証機関から公認を受けていることが確認された機関は下記(2018年3月時点)

	マレーシア		インドネシア		シンガポール		アラブ首長国連邦(UAE)	
	公認	輸出実績※1	公認	輸出実績※1	公認	輸出実績※1	公認	輸出実績※1
宗教法人 日本ムスリム 協会(JMA)	JAKIMが公認 機関として公表	輸出実績 あり	香料・加工食品 の分野で公認	輸出実績 あり		輸出実績 あり	-	-
NPO法人 日本ハラル 協会(JHA)	JAKIMが公認 機関として公表	非公表	申請中	-	協会談： MUISは公認 機関非公表	非公表	ESMAがGAC 公認と公表	輸出実績 あり
宗教法人 日本イスラーム文化 センター(JIT)	2017年2月 新規承認	輸出実績 あり	-	-	-	-	ESMAが EIAC※2公認と 公表	輸出実績 あり
NPO法人 日本アジアハラル 協会(NAHA)	2017年2月 新規承認	輸出実績 あり	-	-	協会談： MUISは公認 機関非公表	輸出実績 あり	-	-
ムスリム・プロフェッショ ナル・ジャパン協会 (MPJA)	2017年2月 新規承認	輸出実績 あり	と畜・加工食品 の分野で公認	輸出実績 あり	申請中	-	-	-
エミレーツ・ ハラルセンター (EHC)	申請予定なし	-	申請予定なし	-	申請予定なし	-	2016年11月 新規承認	輸出実績 あり
日本ハラル ユニット協会	2017年2月 新規承認	-	-	-	-	-	-	-

※1：本国認証機関から公認を受けている団体について、ハラル認証発行製品の輸出実績があるか否かを記載

※2：Emirates International Accreditation Centre

注：“-”は、公認/輸出実績がない、または、不明の意味

出所：デロイト・トーマツ「平成25年度輸出拡大推進委託事業のうち国別マーケティング事業(ハラル食品輸出モデルの策定事業)最終報告書」、各認証機関ヒアリング結果
MUI「List of Approved Foreign Halal Certification Bodies」May 2017

JAKIM「The Recognised Foreign Halal Certification Bodies & Authorities」As of September 15th, 2017

宗教法人 日本ムスリム協会 (JMA) ① 基本情報

基礎情報

マレーシア インドネシア シンガポール 中東

団体名

- 宗教法人日本ムスリム協会
(1952年設立)



所在地

- 東京都 品川区東五反田3-17-23

URL

- <http://www.muslim.or.jp/>

窓口
担当者

- 武藤 英臣 (拓殖大学イスラーム研究所シャリーア専門委員会 委員長)

コンタクト先

- info@shariah-inst.com

ISO等の
取得状況

- 取得はしていないが、内容は把握している

監査担当

- 拓殖大学イスラーム研究所内のイスラームの有識者からなるシャリーア専門委員会において、申請対象製品のハラール性を調査研究
 - ▶ シャリーア専門委員会メンバーは全てムスリムであり、現地のイスラーム系大学の修学者または学位取得者

セミナー等の
予定

- 特になし

公認を
受けている
認証機関



-

【その他】

- 公認という形態ではないが、中東各国に輸出実績あり

認証の
特徴
(JMA)

【団体が準拠するスタンダード】

- シャリーア(イスラーム法)をベースに審査をしており、どの国に対しても対応可能な認証を行っている

【その他関連団体】

- ハラール裁定機関：拓殖大学イスラーム研究所シャリーア専門委員会
 - ▶ 住所：東京都文京区小日向3-4-14
 - ▶ HP： <http://www.sri.takushoku-u.ac.jp/>

主な対象
品目・
認証動向

- 海外へ輸出する製品の原料・中間体で購入先から認証取得が求められた製品
 - ▶ 原則として最終製品には認証発給を行わない

事業者
形態

- メーカー等

申請プロセス

申請に関する情報

申請 プロセス

※申請者は日本ムスリム協会の法人会員になるか、
拓殖大学と研究受託契約を結ぶ必要

(以下、研究受託契約を結ぶ場合の申請方法)

- ① 研究受託申込書を提出し、受託研究受入承諾書に拓殖大学がサインをする
 - 拓殖大学学長と申請企業の代表取締役社長との契約という形で受託研究契約が結ばれる
- ② ハラール認証取り付け願いおよび製品の関連データを提出
- ③ 拓殖大学イスラーム研究所科学委員会で資料を精査
- ④ シャリーア(イスラーム法)と科学合同会議審議にて、申請製品のハラール性に疑いがないか審査
- ⑤ 分析検査と工場・現場視察の実施
- ⑥ 検査と視察の報告書をもとに、シャリーア専門委員会審議にて、ハラール性に疑いがないか審議
- ⑦ ハラール性が確認された後、日本ムスリム協会にハラール証明書発給を依頼する

申請費用
(目安)

- 受託研究契約の規定に拠る

申請期間
(目安)

- 申請内容により異なる

認証取得
における
留意点

- 拓殖大学イスラーム研究所が申請品のハラール性確認に必要であると判断した情報の詳細を、指示に従い正確に提出すること
- ハラール認証の取得後もハラール製品のハラール性を維持・管理するため、主体的にイスラームについて学び、ハラール製品を製造している意識と責任を持たなければならない

ハラール認証・ハラール製品の考え方・課題認識

ハラール認証 及びハラール 製品に関する 考え方

- 食品がたとえ豚やアルコールを含まない製品であっても、(イスラーム法専門家でない)事業者だけでハラールか否かを判断するべきではない。イスラーム法を学んだ複数の専門家等からの助言が重要
- ハラール認証取得を検討する前提として、まずはイスラームを理解することが重要
 - イスラーム信徒を意味するムスリム(服従する者)という言葉から考えると理解しやすい
 - 服従するとは勿論、イスラームの信仰対象である創造主アッラーに服従をすることを意味し、具体的にはアッラーの導きであるシャリーア(イスラーム法)に従って生きることである
 - その範囲は、日常生活を送る上でのあらゆる分野に及び、ハラールの反対であるハラーム(禁じられたもの)やシュブハ(疑わしいもの)が存在しない環境が重要となる
- ハラール製品はその原料・素材・支援材を始めその工程・製品保管管理・輸送他全てにそのハラール性が問われる(インドネシア法2014年33号第1条)。そこで、非イスラーム国においてはハラール製品の製造の他にも流通・保管管理が困難であることを認識する必要がある
- イスラーム諸国への輸出向けのハラール製品と国内向けのハラール製品の管理上のルールについても分けて考える必要がある
 - ムスリムが少ない日本でハラール製品のハラール性維持対応(ロジスティックス含む)を行うことは難易度が高いため、日本ムスリム協会では、日本国内向けのハラール認証は出さない方針
- 一般の日本人がハラール関連の事業を行うときには、ムスリムの信仰にかかわる行為の代行を行っているという意識を持って行ってほしい

ハラール製品 に関する 課題認識

- 前提として、マーケットの欲しい製品を製造・輸出することが重要であり、現地市場を知ることが有用
 - ハラールを要求するかは、あくまで現地のムスリムが判断するものであるため、まずは輸出をしてみて、そのうえでハラール認証が求められるか判断するのが最もよい方法

NPO法人 日本ハラール協会(JHA) ① 基本情報

基礎情報

マレーシア インドネシア シンガポール 中東

団体名

- NPO法人日本ハラール協会
(2010年3月設立)



所在地

- 本部：大阪市平野区西脇1-1-2 ミヤコ三愛ビル
- 支部：東京都中央区日本橋馬喰町1-14-4 7F
- 審査部：東京都杉並区松庵3-19-6 株) FRE内

URL

- <https://jhalal.com/>

窓口
担当者

- 四辻 英明 (理事)

コンタクト先

- info@jhalal.com

ISO等の
取得状況

- ISO/IEC17065 (適合性評価- 製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)

監査担当

- シヤリア監査員:3名、シヤリア委員会：4名
 - 4名ともイスラーム法学を大学で学び、自国にてマスター取得
- 技術監査員:9名、技術委員会：10名
 - 食品、化学、輸送等各分野の専門家て国家技術士、およびISO審査員資格保有している日本技術士会メンバーが中心

セミナー等の
予定

- 「ハラール管理者講習(2日間)」
- 「ムスリム接遇主任講習(1日間)」
 - 上記の2コースを月1回東京・大阪隔月開催

公認を
受けている
認証機関



申請中



認証機関
による
相違点

- 残留アルコールについては、中東だけ取り扱いが異なるため、注意が必要
- 2013年以降、GCC Accreditation Center(GAC)による海外認証団体の許認可制度が開始
 - 認証未取得でも中東への輸出は可能であるが、UAE向けの食品(食肉を除く)輸出においては、ハラール認証を取得していると、通関の際に商品のハラール性を確認するサンプリング検査を受ける必要がなくなる可能性がある

認証の
特徴
(JHA)

- 【団体が準拠するスタンダード】
- 現在はマレーシアのスタンダードに基づき監査を実施。但し、今後はGACスタンダードに変更し、さらにマレーシア・シンガポールにも対応できるような体制構築を検討している
- 平成30年度中には、日本ハラール協会としての基準を開示予定(レストラン向けの基準は既にHPで開示済)
- 【認証付与の特徴】
- 原材料への認証提供が中心。現時点では完成品への認証実績は全体の約10%程度

認証実績

認証事例

認証実績数

- ・約70企業(非公開企業含む)

主な対象品目

- ・食品添加物(香料含む)、調味料、茶、機能性食品素材等
 - 香料については、現地ニーズの高さから相手先国からの認証要求が早期から発生しており、香料メーカーへの認証実績が多い
 - 今後、認証付与/輸出拡大の可能性のある品目は牛肉と菓子

事業者形態・認証対象

- ・香料等の原料メーカー、加工食品メーカー等

認証の有効期間

- ・発行日から1年間有効(要更新)
 - GACスタンダードに変更後は認証書の有効期限は3年(但し監査は毎年実施)

認証動向

- ・非ムスリム国(フィリピン・タイ等)にも、ムスリム向け商品の原材料として日本で認証取得したものが輸出され、現地で加工・販売されている
 - また、現地にハラール用工場を有するグローバル企業からの申請も増加しており、フィリピンでJHAの認証が通用する体制を整備
- ・高度な技術が必要な製品を取り扱う大手企業は、技術の流出防止のために、国内において原料ごとに異なる認証団体で認証を取得し、半製品を輸出した上で、現地で最終加工のみを行う方法を好むことも多い

認証事例① 伊賀越株式会社

- ・煮沸せず低温圧力によってアルコールを飛ばした醤油の製造メーカー
- ・アルコール分未含有の甘酒を製造し、昨年UAEに少量輸出

認証事例② 株式会社 エイエイスケータリング

- ・関西空港の機内食に対応している機内食工場。キッチンエリアの認証を取得
- ・3か月ごとにメニュー変更を実施するため、将来的に使用する可能性のある数千品目の食材を予め登録・リスト提出、事前にハラール認証取得

認証事例③ マルコメ株式会社

- ・マルコメのインスタント味噌汁は、日本で認証を受けた味噌をタイに輸出し、現地でフリーズドライの味噌汁を製造
 - 最終商品のハラール認証はタイで取得し、日本にハラール食品として輸出

※上記事例の詳細、およびその他事例についてはJHAホームページを参照

申請プロセス

申請 プロセス

- ① 面談
- ② 事前審査申請と事前審査
- ③ 本申請、契約と秘密保持契約
- ④ 見積提出 (各業種別に具体的なプランに基づき協会より見積もりを提出)
- ⑤ 書類審査 (製品のハラル性の見込みの判断)
- ⑥ 監査費請求・支払
- ⑦ 実地監査 会社・製造ライン訪問 (提出書類を元に世界ハラル基準に沿ってチェック事項を確認するため訪問)
- ⑧ 改善事項書提示、改善事項の確認 改善事項書を元に、設けられた一定の期間内に改善を実施した後に改善されたかどうかの確認を行う。ー 1回目審査を合格しなければ再度改善書発行、第2回目の審査を実施
- ⑨ ハラル認証ー上記をクリアした申請のみハラル認証を進め、判定委員会にて審議後、合格であればハラル認証書を発行
- ⑩ 認証費請求・支払

申請に関する情報

申請費用 (目安)

- 最低42万円(証明書発行費用含む)
- ※現在は、監査の際にマレーシアスタンダードを適用しているが、今後、監査にGACスタンダードを適用するようになった場合、申請費用が変化する可能性あり

申請期間 (目安)

- 約6ヶ月～1年
 - ▶ 申請準備に最低でも3～6か月は必要。準備が万端であれば、申請後1か月以内で認証取得可
 - ▶ その後、ハラル対応のインフラ整備、申請書類準備、原料の差替えなどの申請準備を終え申請

認証取得 における 留意点

- 申請において最もネックとなるポイントは、製造ラインのハラル専用化と書類の管理
- ハラルに関する品質保証委員会設置・各員の定期的な知識向上
- その他には包装材、全原材料の提示、ハラルである原材料の調達、物流が課題として挙げられる
- 認証取得後は、製造ラインや原材料など、監査員が許可を出した状態を保つことが必要
 - ▶ 正しく管理が行われていない場合、違反の度合いにより三つに分類され、次回の監査までに指摘事項を改善する等の対応が求められる
- 事前の情報共有のない工場移転やラインの変更などが深刻な違反とみなされ、発覚した場合はその場で工場操業の停止、要求される事項に2か月以内に従わないと認証を剥奪される

ハラールの考え方や課題認識

ハラールに関する考え方

- ハラール認証は独立した食品の基準ではなく、SSOP(衛生標準作業手順書)、GMP:PP(適正製造規範)、HACCP(危害分析重要管理点)などの上に宗教的理解としてのハラールが存在する。一般の製造・食品規定に則り、宗教上で疑わしい物質を排除する作業
- ハラールに準じて生きることは、ムスリムの生活そのものである
- たとえイスラーム法に則ったと畜を行っていたとしても、不衛生な環境であればハラールと認められない
- なお、日本の場合、一般的に衛生管理が適正になされているとみなされ、ハラール認証の申請でHACCPに近い水準の生産ラインが要求されるも、HACCPそのものが求められはしない

ハラールに関する課題認識

- 原材料を製造する川上のメーカーがハラール認証を取得することが望ましい
 - 完成品に近い商品を取り扱う川下の企業が、書類準備・包材等の対応を個別に対応すると手間が大きい
- 認証取得以前の課題として、ISO22000(食品安全マネジメントシステム)やHACCPの取得がある。そもそも、企業がISOやHACCPを取得していないとムスリム国向けの輸出自体が難しいものの、対応していない企業が多い
- また、認証を取得する前提として、現地における商品の事前マーケティングが何より重要
 - ハラール認証を取得すれば現地で商品が売れると勘違いしており、そもそも現地でのマーケティングをしていない企業も多い
- 国によって食品安全基準が異なるため、ハラール基準以前にそちらにも留意すべき
 - 食品添加物の規制もハードルとなることが多い。EUにおいてはEナンバー(EUで認可された食品添加物を示す分類ナンバー)の取得が必須であり、中東もそれに準じているため適切な対応が必要
 - JHAのハラール認証監査を受ける前提として、日本の国内法で食品として問題ない商品である必要がある
- 輸出業務を行う商社等がハラールを正確に理解していないことが、食品輸出において問題が生じる原因の一因となっており、ハラール知識向上が必要である
- 今後の食品衛生法改正の中でHACCP対応を義務化する流れがあれば、ハラールの認証団体に対しても、ISO17065(認証団体としての体制を保証するISO)の取得義務化が必要ではないか
- 国内流通に関しても、取扱う商社、卸業者、小売店が少なく、消費者が入手困難で流通コストが大きい

宗教法 人 日本イスラーム文化センター(JIT) ① 基本情報

基礎情報

マレーシア インドネシア シンガポール 中東

団体名

- 宗教法 人 日本イスラーム文化センター (1994年2月設立)



所在地

- 東京都豊島区南大塚3-42-7 マスジド大塚

URL

- <http://www.islam.or.jp/halalfood>

窓口
担当者

- シディキ・アキール (会長)

コンタクト先

- info@islam.or.jp
- halal@islam.or.jp

ISO等の
取得状況

- 未取得

監査担当

- 主監査員は3名(シャリア1名・テクニカル1名・テクニカルリーダー(非常勤)1名)
 - 案件毎の委託監査員は12-13名
- 食肉のハラール認証で屠殺プロセス検査の際は、シャリア監査員を必ず派遣
 - 上記以外のプロセスではテクニカル監査員2名を派遣し、認証委員会向けに報告書作成
- 認証委員会では検査時の情報および報告資料の内容を確認した上で認証付与の判断を実施

公認を
受けている
認証機関

JAKIM

-

-

ESMA
(UAE)

【上記以外】

- タイ：MOU(了解覚書)を締結済みであり、情報交換を行っている
 - タイはメディカルセンターで優れた分析機械を保有しており、高度な分野に関する検査委託が可能な旨をMOUに記載するなど技術的な支援関係にある
- カタール：ESMAの基準に準拠し、カタール輸出向けの認証を実施している

認証の
特徴
(JIT)

【団体が準拠するスタンダード】

- 主にESMAのスタンダードを使用。また、ESMAに準拠したJITのスタンダードを制定

セミナー等
の
予定

- 定期的なセミナー開催は実施していない
 - 対象企業に対し、担当監査員よりハラール必要事項について指導を実施する場合はある

認証実績

認証実績数

- 申請受理案件 約90件
 - 各商品の輸出先国までは把握していない
 - 食肉分野についてはドバイが主要輸出先国

主な対象品目

- 食品(菓子、肉製品、調味料等)
- 化学製品(化粧品、食品添加物等)

事業者形態・認証対象

- 食品製造加工メーカー、化学メーカー等

認証の有効期間

- ハラル認証の有効期間は3年
 - ただし、1年毎に簡易検査を受ける必要あり
 - 認証代金の支払いも1年ごとに設定している

認証動向

- ハラル認証業務をスタートして3年経過したが、直近2年で依頼件数が増加
- ファミリーレストランやコンビニエンスストア、機内食のセントラルキッチンなどに対する認証事例もあり

申請に関する情報

申請プロセス

- ① 申請者希望者は同センターに連絡、もしくは当センターHPより申請書を入手
- ② 製品に使用される原材料リスト等と共に、申請書を提出
- ③ 申請書内容について、申請書受理担当2名で確認。そのあとに別担当者2名による確認も実施。請案件がハラル認証対象であるとみなされた場合、監査に入る
- ④ 監査員により製造・加工工場の視察を実施し報告書を作成
- ⑤ 監査視察チームの報告書について、認証委員会メンバーで審議
 - 原材料又は製造工程に改善が必要な場合はアドバイスをする。必要に応じてイスラームの法的見解を専門家に求めることもある
- ⑥ 認証委員会から許可が下りた時点で、ハラル認証書を発行

申請費用(目安)

- と畜：と畜場の状況に応じて異なる
- と畜以外：5商品ごとに30万円/年(5商品が同じ工場生産されている場合)
 - 1商品を追加する場合は、別途2万円支払う
 - 毎年の更新時に、再度30万円を支払う

申請期間(目安)

- 申請受理から認証発行まで通常2か月以内
- ただし高度な検査が必要な場合は期間延長の可能性あり。その場合は別途通知

取得に関する情報・その他

認証取得 における 留意点

- ハラル認証を申請する企業については、商品の衛生管理等に関する認証を取得している方が望ましい
 - 認証審査のプロセスをスムーズに進めることができるため
- 対象品目単体がハラルであっても、包材や研磨剤を使用している場合には別途ハラル検査が必要
 - 過去にコメの認証依頼があった際、コメ自体はハラルのため認証不要としていたが、精米用機械の潤滑油に対して、輸出相手国当局から指摘を受けた事例あり

ハラルに 関する 考え方

- 【宗教上の理解としてのハラル基準】
- ハラルの本来の目的は、一つの地球で動植物・人間がともに平和に共生すること
 - 屠殺方法についてはできるだけ動物への痛みを抑えるように、そしてできるだけ完全に血を抜くように努めている

《国内参考》 レストランの ハラル 認証

- レストランのハラル基準はESMAに準拠
- レストランのハラル認証付与には、材料・環境・調理方法・調理道具、全てがハラルであることが必要
- アルコール（酒）の店舗での取扱において、JIT独自基準による2タイプの認証を設定
 - レストラン店舗全体が認証対象:店舗ではアルコールの取扱なし
 - ハラルメニューが認証対象:店舗ではアルコールの取扱あり。但しハラル専用エリアを設置し、当該エリアではアルコール摂取は禁止

NPO法人 日本アジアハラール協会 (NAHA) ① 基本情報

基礎情報

マレーシア

インドネシア

シンガポール

中東

団体名

- NPO法人 日本アジアハラール協会 (2013年設立)



所在地

- 千葉市中央区松波2-6-2 SR千葉松波ビル2F

URL

- <http://web.nipponasia-halal.org/>

窓口
担当者

- 理事長 Dr. サイド アクター
- 監査員 ラビヤ ママツ

コンタクト先

- e-mail : info@nipponasia-halal.org
- HP問い合わせフォームより
- 電話 : 043-205-4995, 03-5413-8418

ISO等の
取得状況

- 取得なし

監査担当

- シャリア監査4名員、テクニカル監査員4名(日本在住)
 - シャリア監査員4名は全員日本人在住。取得学位はモフティ(博士レベルに相当)
 - テクニカル監査員は全員日本の大学のサイエンス分野(工学・農学等)の学位を取得

セミナー等の
予定

- ハラール関係のイベントを年1回程度の頻度で実施
- 「第1回 実学 世界を取り巻くハラールビジネスの今後」
 - 2018年1月実施

公認を
受けている
認証機関



-



-

認証の
特徴
(NAHA)

- 基準内容は全世界でほぼ同一
 - 相違点は牛・鶏のスタンニング、およびアルコール含有製品に対する考え方
- 【団体が準拠するスタンダード】
- 設立当初はMUIS基準に準拠していたが、現在はJAKIM基準に準拠
- 国内の宿泊施設やレストラン事業に対して、ムスリムフレンドリー基準を独自に策定

主な対象
品目・
認証動向

- 認証のうち80%が食品向け
 - 食品分野では、原料(砂糖・アミノ酸等)から加工品(菓子、レトルト食品等)まで幅広く対応

認証実績

認証実績数

- 申請受理案件：200-300件
 - うち、承認件数130件(設立後累計)
- 輸出先国別の実績：多数の国に輸出しており、特に偏在なし

主な対象品目

- 食品が80%
 - 原料(砂糖・アミノ酸等)から加工品(菓子、レトルト食品等)まで幅広く対応
- 食品以外についても多岐分野にわたり、消毒液、化粧品、物流等にも認証を提供している

事業者形態・認証対象

- 食品関連企業、宿泊施設、レストラン、大学(学食)、化粧品メーカー、物流 他多数

認証の有効期間

- 植物系商品(加工・添加物なし)：2年間
- 加工品：1年間

認証動向

- 化粧品、物流、食品原料・加工品等、様々な分野/業種から申請を受けている
- 近年日本製のミネラルウォーターは中東で需要があり、当団体でも認証実績が多い(5社程度)。日本製品であることや、水質(軟水)、容器の品質等が高く評価されている

認証事例 市岡製菓株式会社

- 徳島県で油菓子、半生菓子の製造販売
- 国外の航空会社への納品も行っている

申請プロセス

- ハラール認証取得依頼
 - ハラール認証取得の申し込み
- 事前監査
 - ハラール認証取得本監査に向け、事前監査を行い、本監査が円滑に進むよう最終準備を実施
- 必要書類の作成
 - ハラール認証取得のための必要書類を準備
- 本監査
 - 監査員が工場へ行き、設備等の現場での検査を実施
- ハラール認証証明書発行・ハラールマーク付与
 - 監査結果で認証取得が許可されると、証明書・製品パッケージ等に使用可能なロゴマークが付与

申請に関する情報

その他

申請費用 (目安)

- 植物系商品（加工・添加物なし）
例：野菜、穀類、卵、牛乳、米など
* 認証料……10万円以下（監査員1名分の交通・宿泊費を除く）
 - 加工品
例：加工食品、化粧品、飲料（水以外）
* 認証料……使用原料の確認および製造ラインのプレ監査後、見積書を発行
- ※加工品については各商品に使用されている原材料、製造ラインにより認証取得の難易度が異なるため、取得までに掛かる作業工程等を考慮した適切な料金を提示
- ※大学学食は無料
- ※具体的な費用見積については、面談および事前監査にて決定するため、詳細提示を希望の場合は面談申込を行うこと

申請期間 (目安)

- 二週間～1か月
➢ ただし商品や原材料によって変更がある

認証取得 における 留意点

- 認証取得申請前に、各認証団体と直接面談を実施し、監査認内容・基準や団体の実態を確認した上で、認証取得先について判断を行うことが望ましい

その他 コメント

- 2025年までに、ハラール認証が付与された日本製の商品が、日本のGDPの2%を占めるような環境を創出したと考えている。そのため、ぜひ様々な企業に認証取得を検討頂きたい

《国内参考》 ムスリム・ フレンドリー 認定

※ホテル、レストラン、旅館、観光施設、医療施設、ホームステイ、教育機関食堂などの事業者を対象に、ムスリムフレンドリー対応のための指導および認証の発行業務を実施

<ムスリムフレンドリーの定義>

ある施設・環境が部分的にハラール基準を満たすこと。

<対象事業者>

ホテル、レストラン、旅館、観光施設、医療施設（病院、クリニック）、ホームステイ、教育機関食堂（高等専門学校、大学など）



<主要監査項目>

- ① 原材料
- ② 食器、調理器具
- ③ 従業員の役割
- ④ 経営者の責任
- ⑤ レストランの条件
- ⑥ ホテルの条件
- ⑦ 洗浄、衛生及び食品安全

(一社)ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン(MPJA) ① 基本情報

基礎情報

団体名	<ul style="list-style-type: none"> (一社) ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン (2014年設立) 
所在地	<ul style="list-style-type: none"> 東京都新宿区四谷四丁目32番地 1 吉岡ビル3階
URL	<ul style="list-style-type: none"> http://mpja.jp
コンタクト先	<ul style="list-style-type: none"> e-mail : info@mpja.jp HP問い合わせフォーム
ISO等の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> 取得なし
監査担当	<ul style="list-style-type: none"> シャリア監査 在籍 テクニカル監査 在籍 認証提供の最終決定を下すファトワ委員会あり
セミナー等の予定	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得ステップの中で、HAMS(Halal Assurance Management System)のセミナーを実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ HAMSとは、ハラールを保つための科学的かつ体系的な管理方法。認証企業には管理に関する報告書作成等が義務付けられるため、そのための指導を目的としてセミナーを実施 ➢ 一般企業向けのセミナーは実施していない

	マレーシア	インドネシア	シンガポール	中東
公認を受けている認証機関			申請中	-
認証の特徴(MPJA)	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 世界ハラール食品評議会の会員団体である 将来的にはタイ・ドバイ・サウジアラビアへの輸出拡大に向けた展開を視野に入れているが、現在は検討段階 			
主な対象品目・認証動向	【団体が準拠するスタンダード】 <ul style="list-style-type: none"> JAKIM基準・MUI基準に基づき、MPJA独自基準を設定 対象品目：食肉、原材料、飲料、化粧品、サプリメント等			

(一社)ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン(MPJA) ② 認証実績・申請プロセス

認証実績・申請に関する情報

申請プロセス・取得における留意点

認証実績数

- ・非公開

主な対象品目

- ・食肉、原材料、加工食品、化粧品、サプリメント

事業者形態・認証対象

- ・と畜場、原料メーカー、調味料メーカー、食品メーカー、化粧品メーカー等(工場毎に認証発行)

認証の有効期間

- ・一年間(毎年更新)

認証動向

- ・原材料、製品の品質、製造工程に対してハラール認証を発行。そのために原材料検査、現場検査が必須
- ・MPJA認証は日本国内工場のみ発行。製造工場が現地にある場合、認証発行は不可
- ・マレーシア・インドネシア等の現地企業や、既に現地に顧客を保有している先からの認証依頼が多い
- ・ハラール認証済み原料を日本から輸出し、コストが低い他国で加工してから最終製品を再輸入するケースも多い

申請費用

- ・要お問い合わせ
 - 申請商品件数に関わらず工場敷地一つあたりの費用となっている

申請期間

- ・平均3~6か月
 - 原材料数が多い場合は検査により時間を要することもある

申請プロセス

- ① 認証申請・契約・書類提出 (分割支払実行)
- ② 提出書類の内容確認・審査
- ③ 現場監査とMPJAセミナーHAMSを同時実施(分割支払実行)
- ④ 監査会議の実施、監査内容の報告書作成(シャリア・テクニカル両分野で作成)
- ⑤ 報告書をファトワ委員会議へ提出
- ⑥ 報告書に基づきファトワ委員会議内で議論・審議
- ⑦ (必要があれば)改善項目追加書類提出
- ⑧ ファトワ委員会議からの認証に対する承認取得
- ⑨ 条件クリア
- ⑩ MPJAよりハラール認証発行(分割支払実行)

ハラール認証取得における留意点

- ・ハラールを理解しようとする姿勢が必要
- ・認証取得を検討する前に、現地におけるマーケティング調査が必要

エミレーツ・ハラールセンター (EHC) ① 基本情報

基礎情報

団体名	<ul style="list-style-type: none"> エミレーツ・ハラールセンター (2015年設立) 
所在地	<ul style="list-style-type: none"> 東京都港区虎ノ門5丁目3-15
URL	<ul style="list-style-type: none"> http://emirateshalal.com/
窓口担当者	<ul style="list-style-type: none"> 渡辺 香織 (オフィスマネージャー)
コンタクト先	<ul style="list-style-type: none"> e-mail: info@uae-halalcenter.com 電話 : 03-3578-8800
ISO等の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> 取得なし
監査担当	<ul style="list-style-type: none"> シャリア監査員: 1名 テクニカル監査員: 1名 <ul style="list-style-type: none"> ➢ シャリア、テクニカル監査員ともにUAEが活動拠点となっており出張ベースで日本の監査を担当
セミナー等の予定	<ul style="list-style-type: none"> -

マレーシア インドネシア シンガポール 中東

公認を受けている
認証機関

ESMA
(UAE)

DAC*

- ※現在、正式にはEmirates International Accreditation Centre(EIAC)と名称変更しているが、未だDACと呼ばれることが多い
- ESMAは海外の認証団体の許認可制度を設けておらず、UAEから出張ベースで監査を実施(食肉のみ対象)していたが、認証団体の許認可制度を有するEIACができたことにより、食肉のみならず多様な品目への認証付与が始まっている

認証の特徴
(EHC)

- 中東に特化した認証団体として設立。湾岸諸国に輸出される商品への認証提供を行っている
- 【団体が準拠するスタンダード】
- ESMAスタンダードに準拠
- ハラール認証のコンセプトは、食品生産施設における食品安全システムを含んでいるため、ハラール認証プロセスの一部である監査は、HACCPやISO22000等の食品安全システムに適合しているかどうかの審査が含まれる

主な対象品目・
認証動向

- 菓子や飲料などの最終加工品が対象であることが多い
 - 甘いものを好む傾向があり菓子や飲料食品が人気
- 健康志向も高まってきており、Made in Japanの商品は健康的であるとして人気が高い

認証実績

申請プロセス

認証実績数

- 認証数: 11件
 - 国内和食レストラン認証 1 件含む

主な対象品目

- 飲料食品(緑茶、コーヒー、フルーツジュース等)
- 菓子
- 食肉(と畜場)

事業者形態・認証対象

- 加工食品メーカー、レストラン
- と畜場

認証の有効期間

- 有効期間は 3 年間
 - 1 年ごとにサーベイランス検査を受ける必要がある

認証動向

- 菓子や飲料などの最終加工品が対象であることが多い
 - 甘いものを好む傾向があり、菓子や甘い飲料が人気
 - 現地ではクッキーやチョコレートがかかったものが人気
- 健康志向も高まってきており、Made in Japanの商品は健康的であるとして人気が高い

申請プロセス

- ① 申請書受理
 - 申請書に必要な情報が全て揃っているかを確認
- ② 申請内容のレビュー
 - 監査実施に必要な組織・マネジメント体制が整っているか
 - 認定要件が明確に定義され、文書化されて提出されているか
 - 認識の差異がある場合はそれが解消されているか
 - その他、申請者の所在地、審査完了のために必要な所要時間、認証活動に影響を与える事項等が考慮される
- ③ 監査の目的・範囲・基準の決定
 - 監査の範囲を定義（その範囲には最終製品においてHalal要件に影響を与える申請企業の該当組織が全て含まれる）
- ④ ハラール認定審査
 - ステージ 1：文書化された管理システムの監査、および申請企業担当者との議論を経て、ステージ 2 監査への準備を行う
 - ステージ 2：申請企業への現地調査。ハラール要件を満たすための管理体制の実装・実効性を評価
 - 必要であれば、改善が必要なポイントをまとめたレポートを作成・企業に提出し、改善を求める
- ⑤ ハラール認証審査の判定
 - 監査関係者を集めた評議会を開催し、最終確認を実施
- ⑥ ハラール認証付与

申請に関する情報

申請費用 (目安)

- 非公表(詳細については窓口にて要問合せ)

申請期間 (目安)

- 1か月～3か月程度
 - 商品によって必要日数が異なる

認証取得 における 留意点

- ハラル認証の取得はハードルが高いと考えられることが多いが、気負わずに検討頂きたい
 - 提出資料作成前に、一度オフィスにお越し頂き、申請検討内容をご相談頂くことも可能

ハラルの考え方や課題認識

ハラルに 関する 課題認識

- マーケットニーズを確認したうえで認証取得を検討することが必要
 - 認証を取得したものの、現地のニーズに合わず輸出実績がない/輸出がストップしてしまっている企業も存在